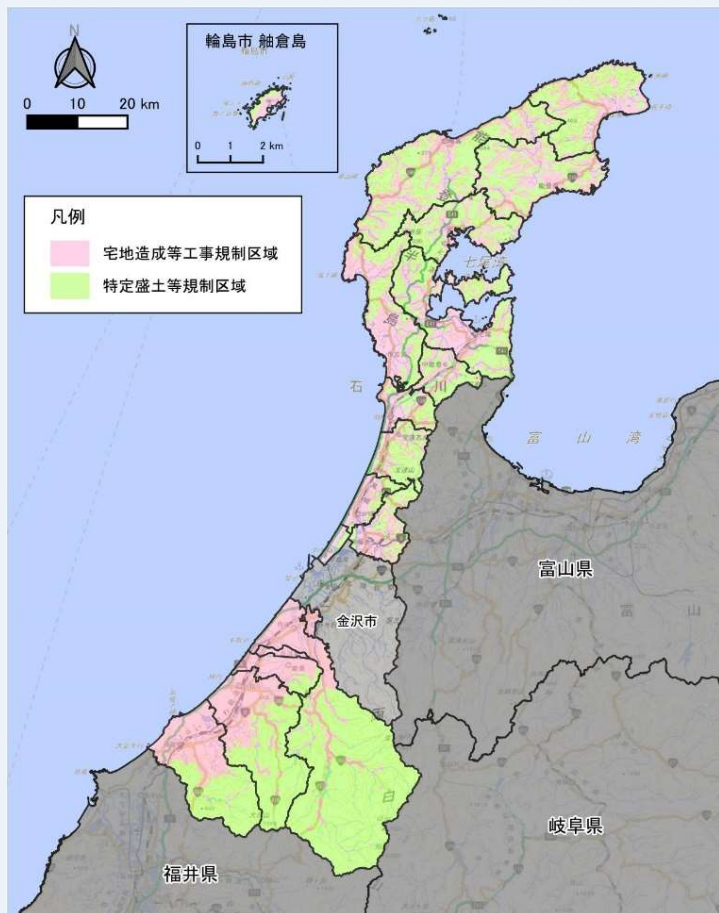




令和7年1月1日から盛土規制法の運用を開始しました。

「宅地造成等規制法」が改正され、危険な盛土等を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。これを受け、盛土等に伴う災害から人命・財産を守るため、県では、令和7年1月1日に県下全域（中核市である金沢市を除く）を盛土等を規制する区域（規制区域）に指定し、運用を開始しました。

令和7年1月1日以降、規制区域内において宅地造成等による盛土や切土、土石の一時的な堆積をする場合は、石川県知事（権限移譲市※で行う場合はその市長）による事前の許可が必要となります。



宅地造成等工事規制区域

- ▶ 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

- ▶ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

注1 県下全域（金沢市を除く）が、いずれかの規制区域に指定されています。

注2 金沢市については、金沢市担当窓口にお問い合わせください。

※権限移譲市は下記のとおり

権 限 移 譲 市
七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市

許可申請【土地の形質の変更（盛土・切土）】

規制区域内で、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可申請が必要です。

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

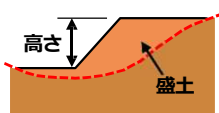
宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

①盛土で

1m超 2m超

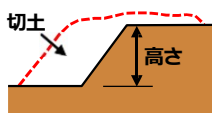
の崖を生ずるもの



②切土で

2m超 5m超

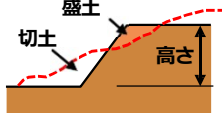
の崖を生ずるもの



③切土及び盛土で

2m超 5m超

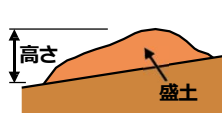
の崖を生ずるもの
（①、②を除く）



④盛土で高さ

2m超 5m超

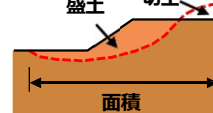
となるもの
（①、③を除く）



⑤切土又は盛土をする面積が

500㎡超 3000㎡超

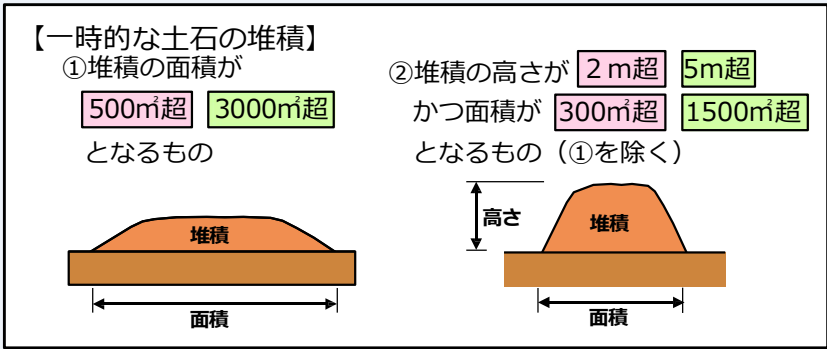
となるもの
（①～④を除く）



注3 『崖』とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

許可申請【一時的な土石の堆積】

規制区域内で、宅地造成等の際に行われる盛土等だけでなく、土捨て行為や一時的な堆積についても規制対象となり、あらかじめ許可申請が必要です。



盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等[※]が常に安全な状態に維持する責務を有します。

不法・危険な盛土等への対応

許可違反の盛土等に加え、過去の工事によるもので危険な盛土等に対しては、土地所有者等[※]に是正命令が発せられる場合があります。従わない場合等には告発や厳しい罰則の対象となります。

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人重科3億円以下

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

申請・届出の窓口

石川県（金沢市を除く）における盛土規制法の許可申請・届出は、工事主が石川県知事あるいは権限移譲市長に対して行ってください。申請書・届出書の提出先は下記のとおりです。（申請書等の様式や詳細な情報は県HPをご確認ください。）

	申請所在地	申請・届出 窓口	許可・相談窓口	
			宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権 限 移譲市	七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市	各市町 担当窓口	各市 担当窓口	
奥能登	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町		奥能登土木総合事務所 分室 建築課	奥能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
中能登	羽咋市、志賀町 宝達志水町、中能登町		中能登土木総合事務所 建築課	中能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
県 央	かほく市、津幡町 内灘町		津幡土木事務所 建築課	県央農林総合事務所 管理部 企画調整室
南加賀	川北町		南加賀土木総合事務所 建築課	南加賀農林総合事務所 管理部 企画調整室

お問合せ先

石川県土木部砂防課 TEL：076-225-1751

石川県土木部建築住宅課 TEL：076-225-1778

石川県農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1641

石川県農林水産部農業経営戦略課 TEL：076-225-1633